令和７年２月１日
株式会社国際協力銀行

役員の報酬及び退職手当の支給の基準

１　基本的な考え方

役員の報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）の支給の基準を定めるにあたって、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

（１）各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。

（２）我が国の対外経済政策の遂行を担う本行の業務を適切にこなし得る人材を確保すべく、国際業務展開を行う民間金融機関等における給与水準を踏まえつつ決定すること。

（３）本行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め、適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

２　役員の報酬等

（１）報酬

<table>
<tr><th>報酬の種類</th><th>支給基準等</th></tr>
<tr><td>ア　本俸</td><td>本俸月額（単位：千円）
<table>
<tr><th></th><th>本俸月額</th></tr>
<tr><td>総裁</td><td>1,191</td></tr>
<tr><td>副総裁</td><td>1,138</td></tr>
<tr><td>専務取締役</td><td>1,089</td></tr>
<tr><td>常務取締役</td><td>1,041</td></tr>
<tr><td>取締役会長</td><td>1,191</td></tr>
<tr><td>社外取締役</td><td>788</td></tr>
<tr><td>常勤監査役</td><td>813</td></tr>
<tr><td>非常勤監査役</td><td>690</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>イ　特別調整手当</td><td>東京都特別区に在勤する役員　本俸×0.20</td></tr>
<tr><td>ウ　通勤手当</td><td>通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。</td></tr>
<tr><td>エ　特別手当</td><td>【（本俸月額＋特別調整手当月額）＋（本俸月額×0.25）＋｛（本俸月額＋特別調整手当月額）×0.2｝】×支給割合（＊）
（＊）支給割合：年 3.45 ヵ月</td></tr>
</table>

（２）退職手当（注１）

退職の日における本俸月額×0.125×業績勘案率（注２）×在職期間（月数）

（注１）平成 30 年 4 月 1 日以降に退職する役員の退職手当は、当分の間、２（２）により計算した金額に 100 分の 83.7 を乗じた上で、98 分の 100.41 を乗じた金額とする。

（注２）0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて別途定める率。

（注３）特別調整手当・通勤手当・特別手当・退職手当は取締役会長・社外取締役・非常勤監査役には支給しない。